

札幌市立西岡中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

本校における部活動は、本校教育活動の一環として生徒の趣味・特技等を助長し、この能力・特性を育成する活動とする。したがって、当活動は生徒の自立的活動である。

2 開設する部活動

本校の部、体育・文化の2部門で構成し、次の部を設立する。

体育系 野球・サッカー・卓球・バレーボール・陸上・バスケットボール

文化系 吹奏楽・美術

3 運営のための体制整備

本校部活動の運営は、次の諸機関を通し、円滑で活発な活動が行えるように努める。

(1) 部活動各部会議（部活動指導職員及び当該所属部員で構成）

(2) 外郭西岡中学校体育文化振興会役員会及び指導者会議

上記各機関は活動計画・予算構成・活動記録等の業務を行う他、それぞれの機関独自の業務を執行しながら部活動の促進をはかる。

なお、各部には部長・服部長をおく他、次の事項を整えておかなければならない。

① 部員名簿 ②年間活動計画書 ③各月活動計画書

運営機関の他に、本校部活動の基本的事項を協議するため、部活動指導者会議を設ける。

指導者会議は外郭西岡中学校体育文化振興会と一体化して行い事務局が招集する。

4 指導者

西岡中学校教職員、部活動指導員、特別外部指導者・外部指導者などをもって部活動の指導に当たる。

5 指導・運営に当たっての留意点

安全への配慮

① 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

② 活動における事故等の発生時の対応手順について確認をする。

③ 部活動の顧問は、専門的知見を有する各教科担当の教師、養護教諭等と連携・協力し発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 熱中症事故の防止策

① 熱中症事故の防止の観点から、気象庁の高温注意情報等を参考に活動の中止等の配慮対応を行う。

- ② 生徒の活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに生徒の健康観察を行う等、健康管理に努める。また、熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図り、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を行う。
- (3) バランスのとれた活動
 - ① 生徒の多様な技能レベルやニーズに配慮した部活動運営を心掛ける。
 - ② 生徒とのコミュニケーションを十分にとり、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う。
- (4) 女子の指導に当たって
 - ① 女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識に基づく指導を行う。
- (5) 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止
 - ① 安易に鉄剤の静脈内注射の使用を求めることなく、適切に治療を受けるように促す。

6 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

- ① 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- ② 毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休養日とする。
- ③ 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ④ 通常の部活動は、長くとも平日2時間程度とする。
- ⑤ 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ⑥ 長期休業期間中の休養日の設定は学期期間に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑦ 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
 - ※ 過重な活動にならないよう留意すること。

7 部の新設

本校部活動の新設は、以下の条件が整い職員会議で新設が適当と認められた場合、設置するものとする。

- (1) 部員が10名以上を原則とし、体育系においては団体競技の場合、試合に参加できる人数を必要とする。
- (2) 本校職員が1名以上指導者としていること。
- (3) 3年以上の継続活動が見通しされていること。
- (4) 設立希望が年度途中でないこと。
- (5) 体育系部活動については、中体連大会に参加の機会をもてる競技を原則とする。文化系部活動については、何らかの発表の場をもてるものとする。
- (6) 活動場所・活動時間が既存の部の活動に支障をきさないようにする。

8 部の休止・廃止

毎年度の部の希望調査及び参加申し込みの時点で、7の(1)・(2)の条件が満たされない部は廃部とする。

9 入部・廃部

- (1) 部活動に入部する場合には、所定の入部申込書により、保護者・学級担任の承諾を得なければならない。
- (2) 新1年制の入部については、部活動の内容を知るための一定見学期間を経たあと、指示される日より入部する。
- (3) 部活動の入部は、原則として年度途中は退部・転部共に認めない。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。
- (4) 部員として著しく部の品位を傷つける行為があったときや指導にも関わらず努力を怠る場合には、指導者会議により休部又は退部を申しつけることができる。

10 活動

- (1) 部活動の期間は、通年制とし4月から3月までの期間とする。
- (2) 各部への入部は通年1人1部とする。ただし、1年生については1学期間のみ転部を認める。
- (3) 部活動の時間は平日・放課後より午後6時30分までを原則とし、時期によって職員会議で決めた時間に変更することがある。
特別な日の活動時間は、指導者に指示された時間内とする。
- (4) 部の活動は、原則として指導者のもとで行う。
- (5) 部の活動には、安全に細心の注意をはらい事故やけが等のないように最大限努力する。
- (6) 活動場所や使用時間等の割当は、部活動委員会で決定する。
- (7) 各部には、活動の成果や結果を発表する機会が与えられている。

11 会計

- (1) 部活動に関する経費は、公費（部活動経費）、外郭西岡中学校体育文化振興会の支援費等で運営される。部活動の予算は、職員会議及び西岡中学校体育文化振興会役員会の議を経て決定する。
- (2) 予算の作成に当たって、各部は活動計画書及び予算計画書を事務局に提出しなければならない。

12 付則

- (1) 本規定の改正は、部活動指導者会議の議を経たあと、職員会議で決定する。
- (2) 本規定は、2020年4月1日より施行する。